

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月二十六日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会訓令第一号

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
第十一条（略）	第十一条（略）	第十一条（略）
第十二条（公印の登録）	第十二条 合同総務課長は、別記様式による公印台帳を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。	
	一 公印の種類	
	二 使用開始年月日	
	三 印影	
	四 その他公印の状況を把握するために必要な事項	
第十三条（公印の新調及び改刻）	第十三条 事務局長は、公印を新調し、又は改刻するときは、人事委員会の承認を受けなければならない。	
第十四条（公印の廃止）	第十四条 事務局長は、公印を廃止するときは、人事委員会の承認を受けなければならない。	
第十五条 第二十条（略）	第十五条 第二十条（略）	第十二条 第十七条（略）
別表第一（第五条関係）	別表第一（第五条関係）	別表第一（第五条関係）
事務局長専決事項	（略）	（略）
第一 一般的事項	（略）	（略）
一 一三十八（略）	（略）	（略）
三十八の二 職員の退職手当に関する条例等の運用方針（昭和三十九年指令第二十五号）第二條の二及	（略）	（略）

ひ第十一條第八項の
規定に基づく申請の
承認
三十九―五十一 (略)

三十九―五十一 (略)

別表第二の次に次の様式を加える。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。